

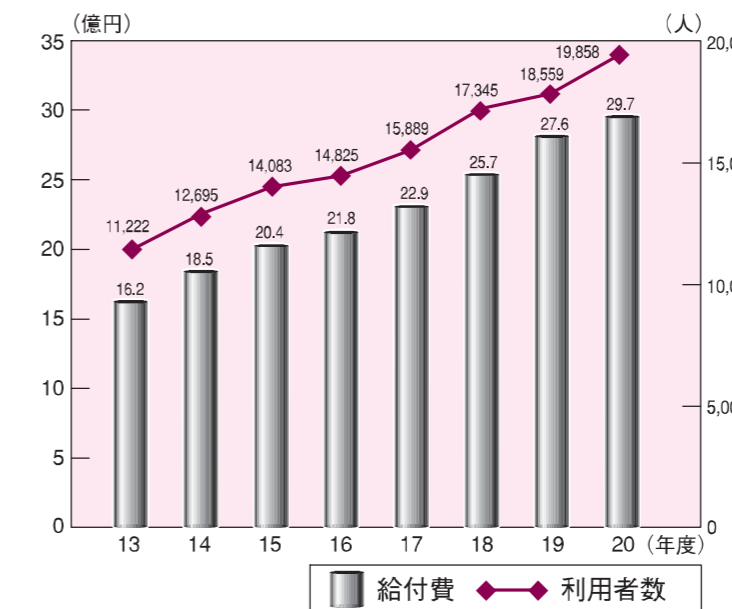
介護保険料の改訂が行われました

介護保険制度は、施行から6年を経て、国民の老後の生活を支える制度の一つとして、定着してきました。

一方、介護保険制度から給付される費用は、平成12年度約13億円、17年度約23億円と年々増大し、20年度では約30億円に達する見込みです。

したがって介護保険料月額も、平成12年度、平成14年度、平成17年度、平成19年度で、平成18年度は、4、6、0、0円と大幅な上昇を余儀なくされました。

介護給付費・利用者数年度別実績と推計



費は、保険料と公費（税金）により支えられています。皆さんがいきいきと暮らし、必要な介護や支援を受けられるよう介護保険制度について、より一層のご理解とご協力をお願いします。

● 居宅・予防サービスは、要介護度ごとに利用できる上限額が決められています。
● 限度額の範囲内でサービスを利用したときは、1割の自己負担が必要ですが、限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

居宅・予防サービスを利用したときの費用

要介護度	居宅・予防サービスの利用限度額 (1カ月)
要支援1	49,700
要支援2	104,000
要介護1	165,800
要介護2	194,800
要介護3	267,500
要介護4	306,000
要介護5	358,300

上記の利用限度額とは別枠のサービス (自己負担1割)

- 特定福祉用具購入……1年間10万円まで
- 住宅改修……20万円まで
- 居宅療養管理指導
 - 医師／歯科医師…5,000円／月2回まで
 - 医療機関の薬剤師…5,500円／月2回まで
 - 薬局の薬剤師…1回目5,000円
 - 2回目以降3,000円／月4回まで

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の1割のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担になります。

A 施設サービス費の1割 + **B** 居住費 + **C** 食費 + 日常生活費 (理美容代など) = **自己負担**

要介護度	A 施設サービス費の1割のめやす (1カ月) 単位円			B 居住費 日額				C 食費 日額
	介護老人福祉施設 (多床室)	介護老人保健施設 (多床室)	介護療養型医療施設 (多床室)	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
要支援1・2	施設サービスの利用はできません			1,970 (6.0万円)	1,640 (5.0万円)	1,640 (5.0万円)	320 (1.0万円)	1,380 (4.2万円)
要介護1	19,170	23,430	23,460					
要介護2	21,300	24,900	26,760					
要介護3	23,400	26,490	33,900					
要介護4	25,530	28,110	36,930					
要介護5	27,630	29,700	39,660					

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の基準費用額は、1,150円 (3.5万円) となります。
()内は月額概数

施設を利用した場合の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により所得に応じた居住費 (滞在費) や食費の負担限度額が設けられます。所得の低い人 (市県民税非課税世帯の人) が、施設入所・ショートステイを利用するときには、申請手続きをしてください。

6月30日で「介護保険負担限度額認定証」の有効期間が切れます。現在、認定証を持っている人で、引き続き今年度も認定される人については、6月中旬にお知らせしますので、更新の手続きをしてください。

所得の低い人	対象者	1日当たりの負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階	
第1段階	市県民税非課税世帯の高齢福祉年金受給者 生活保護受給者など	多床室 (相部屋)	0 (0円)	320 (1.0万円)	320 (1.0万円)
		従来型①特養など	320 (1.0万円)	420 (1.3万円)	820 (2.5万円)
		②老健・療養型など	490 (1.5万円)	490 (1.5万円)	1,310 (4.0万円)
		ユニット型準個室	490 (1.5万円)	490 (1.5万円)	1,310 (4.0万円)
第2段階	市県民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人など	ユニット型準個室	490 (1.5万円)	490 (1.5万円)	1,310 (4.0万円)
		ユニット型個室	820 (2.5万円)	820 (2.5万円)	1,640 (5.0万円)
第3段階	市県民税非課税世帯で、利用者負担第2段階以外の人など (課税年金収入額が80万円を超え266万円未満の人など)	食費	300 (1.0万円)	390 (1.2万円)	650 (2.0万円)
		食費	300 (1.0万円)	390 (1.2万円)	650 (2.0万円)
第4段階	上記以外の人 (市県民税課税世帯)				

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。
※なお、施設には平均的な居住費用 (= 基準費用額) と上記の負担限度額の差額が、補給給付として介護保険から給付されます。
()内は月額概数

1割の自己負担が高額になったとき (高額介護サービス費)

自己負担の上限額 ※居住費・食費・日常生活費などは含まれません (単位円)

区分	世帯の上限額	個人の上限額	
市県民税課税世帯の人	37,200	37,200	
世帯全員が市県民税非課税で	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人など	24,600	24,600
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人など	24,600	15,000
高齢福祉年金受給者	24,600	15,000	
生活保護の受給者の人など	15,000	15,000	

- 1割の自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなる仕組みになっています。
- 所得の低い人は、その上限が減額されます。